

## 随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路の技術基準に関する調査研究及び審査業務 (2019年度)
2 業 者 名	(一財) 阪神高速道路技術センター
3	
<p>本業務は、阪神高速道路の建設、維持管理、大規模更新及び修繕等の技術基準に関する高度な調査研究や審査を行う業務である。また、高度な調査研究や審査に際し、有識者委員会を組織し、技術基準の制定・改定の課題の抽出及び課題に対する検討を行うものである。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <p>① 当社の技術審議会と一貫した検討が可能な有識者委員会を組織できること。</p> <p>② 阪神高速道路の構造物および設計基準を熟知し、阪神高速道路の技術基準に関する高度な調査研究や審査を実施できること。が求められる。</p> <p>一般財団法人阪神高速道路技術センター（以下、「当該センター」という。）は、</p> <p>① 当社の技術審議会の委員および顧問をメンバーに含む有識者委員会を有している。</p> <p>② 「阪神高速道路における鋼橋の疲労対策」、「損傷と補修事例に見る道路橋のメンテナンス」等の技術図書を編集・発行するなど、阪神高速道路の構造物及び設計基準に精通し、高度な調査研究や審査を実施できる。</p> <p>よって、当該センターが有する特殊な知識・経験及び有識者委員会が本業務に不可欠であり、当該センターが本業務を実施可能な唯一の機関である。</p> <p>なお、本業務と同種業務を過去10年間のうち2回以上、当該センター以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したが、参加意思確認書の提出者がいなかった。</p> <p>以上より、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	